

## 第113号議案

### 島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第47条第1項第1号ア㊦を次のように改める。

㊦ 電気を動力源とし、内燃機関を有しないもの（以下「電気自動車」という。） 年額 7,500円

第47条第1項第1号イ㊦を次のように改める。

㊦ 電気自動車 年額 29,500円

第47条第1項第5号イイに次のように加える。

k 電気自動車 年額 23,600円

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県県税条例第47条第1項第1号ア㊦及び同号イ㊦並びに同項第5号イイの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に課すべき電気自動車に対する自動車税について適用し、施行日前に課する電気自動車に対する自動車税については、なお従前の例による。